

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月18日

住 所 沖縄県石垣市字白保1960番地104

事業者名 石垣空港ターミナル株式会社

代表者名 代表取締役社長 大瀨 達也
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が管理する石垣空港旅客ターミナル施設は、移動等円滑化基準に適合しているが、国内線施設の旅客搭乗橋（PBB）については、更新時期に合わせてトンネル間の段差を解消させた搭乗橋に入れ替える予定としている。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ・継続してウェブサイト情報の充実化（ニーズの高いフライト情報やバリアフリー情報、施設・設備情報）を図り、常に最新の情報提供に努める。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋	国内線は更新時期にトンネル間の段差を軽減または解消させた旅客搭乗橋に入れ替える（2025年度実施予定）。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
関係機関との意思疎通	保安検査場の通路、旅客搭乗橋及び改札口については現在全ての基準を満たしているが、新たに設備を設ける場合は当該基準の遵守について関係機関と意思疎通をはかり、基準に適合するよう継続して努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内板やサインの充実	不足している案内サインの設置及び時勢に応じた更新、施設内で使用するピクトグラムを統一する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブサイトの活用	<p>運航状況や二次交通の運行路線・時刻表は季節による変動があるため、最新の情報の提供ができるよう適宜情報更新を実施する。</p> <p>新たに更新し及び追加したページにおけるウェブアクセシビリティの適合状況の検証を実施するとともに、掲載情報の構成や閲覧操作性の改良に努め、継続してウェブアクセシビリティの向上を図る。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
自衛消防訓練における要介助者への対応訓練	毎年実施している自衛消防訓練において、車いす介助者への対応訓練を継続して実施する。また、今年度においても前年度に引き続き、視覚障害や聴覚障害など様々な障害をもった単身旅客など具体的な場面設定を行った訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報ポスターの継続掲示	多目的トイレや館内掲示板に広報用のポスターによる広報活動を継続し、一般の方に対し理解・協力をお願いする。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>前年度から継続して、案内カウンターやウェブサイトを通して寄せられた高齢者・障害当事者等の意見を検討し、より利用しやすい施設を目指すとともに、他空港での対応事例など、近隣空港間で意見交換を行い好事例などは、当空港の実態に合わせながら取り入れられないかを検討していく。</p>

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
・変更事項なし。		

V 計画書の公表方法

・当社ウェブサイトに掲載。

VI その他計画に関連する事項

・特筆事項なし。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。